

農林水産業振興策の充実・強化について

わが国の「食」をめくっては、食料自給率の向上をはじめ、食の安定供給を支える担い手の育成や農地などの生産基盤の整備、食の安全性の確保など、様々な課題を抱えている。

九州は、我が国の農業算出額の2割を占める食料供給基地であり、また、経済成長著しい東アジア地域への輸出も増加していることから、これらの課題について、早急かつ適切に対処することが求められている。

しかし、平成22年度の国の当初予算では、基盤整備に必要な農業農村整備関係予算が大幅に削減され、今後の計画的な整備促進に対する多大な影響が懸念される。

また、戸別所得補償モデル対策事業においても、多彩な農産物の生産を担っている九州においては、地域や品目によっては従来よりも支援基準が下がる場合があるなど、地域の実情が十分に反映されない状況となっている。

加えて、本年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、九州各県で死力を尽くした防疫対策等に取り組んでいるところであるが、事態は極めて深刻化しており、これ以上の感染拡大が進めば、畜産業の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にある。

ついては、食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業を確立し、今後とも我が国の食料供給を支えていくことができるよう、次の事項について提言する。

1 農業農村整備関係予算の確保

平成22年度の農業農村整備関係予算については、「農山漁村地域整備交付金」が新たに創設されたものの全体として大幅に削減されている。

中山間地域を中心に農業生産基盤等の整備が依然として遅れている九州の現状を十分認識の上、今後の計画的な整備促進に支障をきたすことのないよう、必要な予算総額を確保すること。

2 農業の戸別所得補償制度について

食料の自給率向上や農業者の経営安定を図るための施策である「戸別所得補償制度」については、現在実施されているモデル事業の成果等を検証することで、地域の特性や農家の実情、さらには担い手育成の観点をも十分踏まえた仕組みとなるよう、次の事項について十分に配慮すること。

(1) 水田農業について

「米」の戸別所得補償制度については、生産者の経営安定が図られ、本制度への参加メリットが十分確保されるよう、定額部分については出来る限り交付金の水準を高くするとともに、離島・中山間地等の生産条件不利地域が多いといったような地域特性を考慮した制度とするほか、過剰米が発生した場合には、制度加入者への適切な対応策等を講じること。

また、「麦・大豆」の戸別所得補償制度については、これらが食料自給率の向上を図るうえで不可欠な作物であることから、その大幅な生産拡大が図られるような高い補償水準を確保し、米と併せて、農家に十分な所得が補償され、意欲をもって経営に取り組めるような制度とすること。

さらに、米・麦・大豆の作付規模や経営の高度化、品質、環境保全の取組等に応じた交付金の加算についても十分な措置を講じること。

(2) 畜産について

口蹄疫の発生により、宮崎県のみならず九州の畜産業は大きな打撃を受けている。畜産農家が引き続き意欲を持って経営に取り組めるよう、国として最大限の支援が求められる中、検討が進められている「畜産・酪農」の戸別所得補償制度については、配合飼料価格の高止まりや畜産物価格の低迷が全ての畜産農家の経営に大きな影響を与えている実情を考慮し、全ての畜産を対象に、畜産農家の所得が確保され、畜産・酪農経営の安定と持続的な発展が図られるような制度を早期に創設すること。

(3) 園芸等について

野菜・果樹・畑作物等についても、農家が意欲を持ち、継続して経営に取り組めるよう現行制度の充実・強化を図るとともに、再生産価格を補償するような新たな支援策の確立を早急に進めること。

(4) 財源確保及び地域に対する業務負担等について

また、各種制度（水田利活用自給力向上事業の継続実施を含む）の導入に当たっては、地域の実情に応じた仕組みとするとともに、十分な財源を確保し、農家をはじめ、地方自治体や関係団体等に新たな費用負担や業務の増加が生じないように十分配慮すること。

(5) その他必要な支援策について

国内農産物の生産の低コスト化や高品質化、さらには担い手育成の推進に不可欠な機械・施設の整備等を進めるための支援策を引き続き講じるとともに、十分な財源を確保すること。

3 口蹄疫対策の充実・強化について

5月28日に口蹄疫対策特別措置法が成立したところであるが、家畜伝染病のまん延防止は国の責務であることを十分認識の上、国家防疫の観点から、引き続き国の責任において万全の措置を講じること。

なお、国が経営支援措置を講じる場合には、市場閉鎖等口蹄疫のまん延防止の取り組みにより同様の影響を受けている九州・山口各県のすべての生産者について適用すること。

また、口蹄疫の発生を理由に、食肉や牛乳などの畜産物の輸入を禁止している国に対して、輸入の再開に向けた取組を進めること。

4 中国向け水産物輸出手続きの見直しについて

衛生証明書については、従来、自治体の保健所等によって発行されていたが、国と地方の役割分担の観点から国への移管を求めていた。その結果、昨年度、厚生労働省認定機関における発行へと制度改正がなされたものの、認定機関が全国で4箇所（北海道、青森県、東京都、長崎県）と少なく、また、発行手数料についても従来と比べ高額になるなど、輸出の現場において大きな混乱が生じていることから、その解消に向け次の取組を進めること。

(1) 厚生労働省が認定する衛生証明書の発行機関を増加させるとともに、輸出業者への負担軽減策を講じること。

(2) 国として地域の実情や声を踏まえ、必要に応じて保健所等を発行機関として加えるなど、制度の柔軟な運用を行うこと。

5 (独)農業・食品産業技術総合研究機構「果樹研究所カンキツ研究 口之津拠点」の存続について

本年2月、(独)農業・食品産業技術総合研究機構から、平成27年度末までに果樹研究所カンキツ研究口之津拠点(長崎県)を原則廃止し、興津拠点(静岡県)に移転・統合する方針が示された。口之津拠点は、昭和39年に設置され、現在までに、多くの優良品種の育成や、カンキツの栽培技術全般に多大な研究成果を上げるとともに、九州全体の果樹研究の調整機関として、重要な役割を果たしてきた。

今後、カンキツを九州の農業の中核品目として発展させていくためには、新たな優良品種の育成、気候温暖化に対応する栽培技術や病害虫制御技術の開発、九州各県の果樹研究での連携・調整機能等が重要であることから、カンキツ研究の一層の充実強化をすべく、口之津拠点を現在地に存続させること。

平成22年6月24日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬勝貞